

■四ツ谷のげんばから■

あのとき電話してみてもよかった

Aさんは区の障害福祉課に配属されたばかりです。そこへ障害者虐待の通報が。

- ・ ご本人は30代男性で重度の知的障がいがあります
- ・ お一人では身の回りのこともできません
- ・ ご本人の足にはあざが。父に蹴られたのです
- ・ 15年間も両親から殴られたりののしられたり、それがご本人の日常でした
- ・ 障害年金を受給していますが、その口座は両親が管理して離しません
- ・ ご本人は、家を出て一人で暮らしたいと望んでいます

ご本人の希望を叶えたい……



「なんとかしたい。しかし……」とAさんは深いため息をもらしました。両親がご本人の通帳を絶対返さないと言っているからです。「家を出るにも**生活費**をどうしたら…」。

Aさんはホットラインへの受話器を取りました。

……それから数か月。ご本人は施設で一人暮らしをしています。いまは**成年後見人**がいます。成年後見人が通帳を新しく作り、ご本人が年金を受け取れるようにしてくれたのです。

Aさんが会いに行くと、ご本人は「家にいたときは毎日が辛かった。今は、毎日が新しい経験ばかりで楽しい。この間は、お祭りがあってやきそばが美味しかった。来月は温泉に旅行に行けるよ」と**笑顔**で話してくれました。

Aさんは、あのとき電話に出た弁護士に、後見申立の必要性や方法、その間の対応の仕方などを聞くことができたのでした。それから本当に慌ただしい数か月でした。

Aさんは、またため息、でも、今度は**安堵のため息**です。

※このお話は実例を参考にしたフィクションです。



■ホットラインご利用のご案内■

当事務所では、常勤弁護士が福祉・医療関係のお仕事をされている方々に¹電話情報提供サービスを行っています。ご本人を支援する業務のなかでお悩みのこと²がございましたら、ぜひご利用ください（個人名等をお話しいただく必要はございませんので、まずはお気軽にお問い合わせください。）。

- ご利用時間帯 平日 10:00～17:00
- お問い合わせ先電話番号 **0503383-0202**
- よくあるお問合わせ 成年後見制度、相続・遺言、債務整理、生活困窮、離婚、賃貸借トラブル、消費者被害、法テラス利用方法など³

¹ 支援を受けておられるご本人からの直接のお電話には対応できません。ご本人からの直接のご相談につきましては、法テラス地方事務所にてご予約を承ります。お近くの法テラス地方事務所をお探しの場合は<http://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html>をご参照ください。

² 最終的にはご本人（被支援者様）のために、そのお悩みについて解決の道筋をつけることが目的です。支援者様や支援者様が所属する機関・団体の法務につきましては対応できませんので、予めご了承下さい。

³ ここに掲げたもの以外のお悩みでも、ご遠慮なくお問い合わせください。